

日危倉協03第001号

平成15年5月29日

総務省消防庁
危険物保安室長
梅原 直 殿

東京都港区三田 3-13-16
日本危険物倉庫協会
会 長 永瀬 章

危険物の移動式架台による貯蔵について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。 平素は格別のご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、屋内貯蔵所における危険物の移動式架台については、「危険物の移動式架台による貯蔵方法」(昭和50年2月17日消防予第20号、兵庫県あて消防庁予防課長回答)により、貯蔵する危険物の引火点が70 以上のものである場合、設置が認められております。

弊協会では、危険物の移動式架台の安全性に関しまして調査研究いたしましたところ、移動式架台は、容器の落下、地震時の架台の座屈及び転倒もなく、安全な構造であるとの結論に達しました。

つきましては、下記の条件で屋内貯蔵所における危険物の移動式架台による貯蔵をご承認いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

屋内貯蔵所における危険物の移動式架台による貯蔵は、政令第10条第1項第11号の2、規則第16条の2の2、「危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の点検歩廊及び屋内貯蔵所の耐震対策に係わる運用について」(平成8年10月15日消防危第125号、各都道府県主管部長あて消防庁危険物課長通知)によるほか次の基準による。

1. 移動式架台の一般的な安全基準及び耐震性に関する技術上の基準を設ける。
2. 消火設備については、固定式第3種消火設備(全域放出方式)とする。

なお調査研究致しました資料を添付します。

以 上